

○農産物検査に関する事務処理要領（平成28年4月1日付け28農産第289号愛媛県農林水産部長通知）の一部改正

新							旧															
農産物検査に関する事務処理要領							農産物検査に関する事務処理要領															
I～IV (略)							I～IV (略)															
別紙1～3 (略)							別紙1～3 (略)															
別紙4							別紙4															
農産物検査の検査結果等報告マニュアル							農産物検査の検査結果等報告マニュアル															
第1～第4 (略)							第1～第4 (略)															
(参考)							(参考)															
農産物検査に関する基本要領 別紙14農産物検査の検査結果等報告マニュアル							農産物検査に関する基本要領 別紙14農産物検査の検査結果等報告マニュアル															
別表							別表															
農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	都道府県知事の報告期日	地方農政局長の報告期日	農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	都道府県知事の報告期日	地方農政局長の報告期日									
品位等検査	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)									
			(略)		(略)	(略)				(略)												
			(略)		(略)	(略)				(略)												
			(略)		(略)	(略)				(略)												
			(略)		(略)	(略)				(略)												
			(略)		(略)	(略)				(略)												
	大豆（輸入に係るものを除く。）	(略)	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から 12月31日 までの間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から 12月末日 までの間	(略)	(略)	(略)								
				翌年1月から翌年3月までの毎月1日から末日までの間		(略)	(略)				翌年1月から翌年3月までの毎月1日から末日までの間		(略)	(略)								
				小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（輸入に係るものを除く。）		(略)	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果				4月1日から12月31日までの間		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	(略)	(略)	(略)
											翌年1月1日から 翌年2月末 までの間			(略)	(略)				翌年1月1日から 翌年3月までの毎月1日から末日 までの間		(略)	(略)
											翌年3月1日から翌年3月31日までの間			(略)	(略)				翌年3月1日から翌年3月31日までの間		(略)	(略)
											(略)			(略)	(略)				(略)		(略)	(略)
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第7号	翌年5月20日	翌年5月24日	成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第7号	翌年4月20日	翌年4月24日									

新

旧

様式第1号

様式第1号

政務統括官 兼

政務統括官 兼

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府行政評価事務局長

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府行政評価事務局長

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度

生産年度

(単位: kg)

(単位: kg)

都道府県名	農産物の種類	検査区分	総 柄	青返り及び包戻	量 目	検査総数量	特 上	特 等	1 等 (合格)	2 等	3 等 (等外)	規格外 (等外)	備 考

都道府県名	農産物の種類	検査区分	総 柄	青返り及び包戻	量 目	検査総数量	特 上	特 等	1 等 (合格)	2 等	3 等 (等外)	規格外 (等外)	備 考

備考1 「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第3条の品位等検査（単数の品位等検査）、法第5条第1項の品位等検査（検査を受けた同一種類の品位等検査）、法第9条の品位等検査（実の品位等検査）及び法第9条の品位等検査（実以外の農産物の品位等検査）の区分を記載すること。
 2 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。
 3 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合には、「政務統括官」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

備考1 「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第3条の品位等検査（単数の品位等検査）、法第5条第1項の品位等検査（検査を受けた同一種類の品位等検査）、法第9条の品位等検査（実の品位等検査）及び法第9条の品位等検査（実以外の農産物の品位等検査）の区分を記載すること。
 2 農産物検査法施行規則（昭和三十九年農林省令第1号）第1条に規定する本物の生産額以外のものの検査結果については、記載とし、「農産物の種類」の欄に当該本物の区分を記載し、「生産年度」を「区分年度」とすること。
 3 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。
 4 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合には、「政務統括官」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

様式第2号・3号 (略)

様式第2号・3号 (略)

様式第4号

様式第4号

政務統括官 兼

政務統括官 兼

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府行政評価事務局長

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府行政評価事務局長

国内産大豆の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

国内産大豆の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度

生産年度

(単位: kg)

(単位: kg)

都道府県名	農産物の種類	年 次	検査数量	特 等	水分 過少	等 級 別										備 考	高 級 特 等	備 考	備 考
						特 等	1 等	2 等	3 等	4 等	5 等	6 等	7 等	8 等	9 等				

都道府県名	農産物の種類	年 次	検査数量	特 等	水分 過少	等 級 別										備 考	高 級 特 等	備 考	備 考
						特 等	1 等	2 等	3 等	4 等	5 等	6 等	7 等	8 等	9 等				

備考1 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合には、「政務統括官」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

備考1 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合には、「政務統括官」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

様式第5号～7号 (略)

様式第5号～7号 (略)